

(様式第2号)

監委第85号
令和6年11月11日

太田市市長 清水 聖義 様
太田市議会議長 高田 靖 様
太田市教育委員会教育長 恩田 由之 様

太田市監査委員 高橋 嘉一郎
太田市監査委員 久保田 俊

定期監査結果報告書
(教育委員会、小・中学校・義務教育学校)

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり報告します。

記

- 1 監査の基準 太田市監査基準
- 2 監査の種類 定期監査
- 3 監査の対象 19校（小学校11校、中学校7校、義務教育学校1校）
太田小学校・沢野小学校・葦川小学校・鳥之郷小学校・休泊小学校・強戸小学校・宝泉小学校・毛里田小学校・旭小学校・駒形小学校・城西小学校・西中学校・休泊中学校・強戸中学校・毛里田中学校・城西中学校・城東中学校・太田中学校・北の杜学園
- 4 監査の着眼点 (1) 効率的かつ効果的な予算執行が行われているか。
(2) 契約事務において不適切な事務処理はないか。
(3) 保管金等の管理は適正に行われているか。また、出納簿を備え、校長による定期的な確認がされているか。
- 5 監査の実施内容
(1) 監査の方法

監査の実施にあたっては、各監査対象における令和6年度（監査基準日：令和6年8月31

日)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理状況について、学校関係職員等から説明を求め、関係諸帳簿を調査した。また、監査対象校から2校(葦川小学校及び西中学校)を抽出して監査委員による現地監査を行った。

(2) 監査の期間

令和6年9月30日から令和6年10月17日まで

6 監査の結果

監査対象校における予算の執行状況並びにその他財務に関する事務の執行状況は、上記のとおり監査した結果、おおむね適正なものと認められた。

今回の監査では、事務処理において留意すべき事項が一部見受けられたので、該当の校長に対し再発防止を指示した。